

社会福祉法人照徳の里  
(石坂川拠点)

非常用発電設備導入事業

設計図書



仕様書 (1/3)

<p>名称</p>	<p>(業務・工事等の名称)</p> <p>(福) 照徳の里 (石坂川拠点) 非常用発電設備導入事業 上記の名称を正規の名称とします。 なお、略称として、「令和4年度交付金事業・ビハーラまどか非常用発電設備導入事業」又は「非常用発電整備事業」若しくは「事業」を使用することとします。 また、この事業は、令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業として、実施することとします。</p>
<p>目的</p>	<p>(事業の目的等)</p> <p>社会福祉法人照徳の里における石坂川拠点の高齢者施設 (ビハーラまどか) における防災機能、減災機能の強化の一環として、停電時での電源確保のため、非常用自家発電設備の導入事業を行うこととします。</p>
<p>箇所</p>	<p>(事業の実施箇所)</p> <p>熊本県水俣市石坂川 113 番 2 地内 【添付 1 : 登記事項証明書 (法人分 P1 のみ)、位置図、法務局備付地図】</p>
<p>用途</p>	<p>(建物の主たる用途)</p> <p>特別養護老人ホーム 「ビハーラまどか」には、特別養護老人ホーム (以下「特養」という。) のほか、短期入所事業所 (以下「ショート」という。)、通所事業所 (以下「デイ」という。)、居宅介護支援事業所 (以下「居宅」という。) が併設されています。 特養は、9~10 人単位のユニット型 3 カ所の施設で、それぞれのユニットの中央には、共同生活室が配置され、その周囲に利用者の個室が配置されています。 ショートも同様の施設になっており、合計 4 ユニットの施設構成となっています。 このうち、供給した電源により、特養とショートの共同生活室 (4 か所) における給水、トイレ排水、空調、照明及びコンセントの利用を想定しています。 なお、交付金の対象は特養部分のみとなります。 【添付 2 : 1F、2F バックアップエリア図】 留意事項 : ショートの共同生活室の表示、給水 P の表示</p>
<p>構造等</p>	<p>(建物の構造、床面積等)</p> <p>鉄筋造、地上 2 階、総床面積 : 2,251.50 m<sup>2</sup> (1F : 1,380.30 m<sup>2</sup>、2F : 871.20 m<sup>2</sup>) 【添付 3 : 全体配置図、建物求積図、1F・2F 平面図、登記事項証明書 (建物甲区まで)】</p>
<p>期間</p>	<p>(委託期間・工期・納期等)</p> <p>契約の期間は、契約の日から令和 5 年 11 月 30 日 (木) までとします。 なお、工事については、令和 5 年 8 月 31 日 (木) を目途に早期の竣工を目指すこととします。</p>
<p>事業概要</p>	<p>(事業の種目、概要等)</p> <p>この事業は、「電気工事」を主とし、次の業務等を伴うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電機、燃料タンク設置に係る土木工事、建物改修工事、配線工事等</li> <li>② 配線工事における現在の電気配線との調整等</li> <li>③ 供給された発電機燃料との調整及び燃料供給業者との連携等</li> <li>④ 法定の有無に関わらず、所管行政庁への手続き代行等</li> <li>⑤ この施設への電力供給を行う事業者との連絡、連携、手続き等</li> </ol>

仕様書 (2/3)

<p>一般的 仕様</p>	<p>(事業に係る一般的な仕様等)</p> <p>この事業は、この仕様書によることのほか、次の基準等を遵守し、実施することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業に関する法令等</li> <li>② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>③ 令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</li> <li>④ 水俣市が行う契約手続の取扱い方法</li> <li>⑤ 社会福祉法人照徳の里が定めた定款、規程類</li> </ul>
<p>内容等</p>	<p>(事業による機器の設置場所、供給範囲等)</p> <p>この事業による発電機、燃料タンク等の設置場所及び発電した電力の供給範囲並びに発電機、燃料タンクの性能等は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発電機、燃料タンク等の設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電機及び燃料タンクは、建物の南側（現駐車場の一部）に設置することとします。</li> <li>設置が想定される場所は、水俣市の石坂川生涯学習センターに隣接する場所であるため、関係法令による規制等に十分、配慮する必要があります。</li> <li>また、付近は職員の通勤用車両の駐車場、あるいは特養への訪問者（利用者家族、納入業者）が利用する駐車場であるため、利用できなくなる駐車スペースは、最小限になるようにします。</li> <li>なお、これらの車両の障害にならないようにしなければなりません。</li> <li>また、機器の整備等に当たっては、安全性を確保しつつ、必要最小限の設備、部品等による整備とします。</li> </ul> </li> <li>② 発電した電力の供給範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電した電力は、次の「使用設備等」において、「使用想定時間」での供給を可能とするものであることとします。</li> </ul> </li> <li>③ 発電機等の性能 <ul style="list-style-type: none"> <li>停電時の運転開始は、手動により、安全確認を行いながらできるものとします。</li> <li>使用想定時間は、72時間（3日間）とします。</li> <li>発電機の種類は、ガスタービン発電機とします。</li> <li>使用する燃料は、LPG とします。</li> <li>燃料の備蓄は、毎年 50 kg×2 本とします。</li> <li>燃料の確保に当たっては、現に提携する LPG 供給事業者と安定して連携が確保することとします。</li> <li>発電機の負荷見込は、平均 70%とします。</li> </ul> </li> <li>④ 使用設備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する電気設備は、次のとおりとします。</li> <li>ア 給水ポンプ 1台</li> <li>イ 空調 共同生活室4部屋各1台</li> <li>ウ 照明 共同生活室4部屋各4灯</li> <li>エ コンセント 共同生活室4部屋各1回路</li> <li>オ トイレ排水 共同生活室4か所のトイレに係る排水処理機器 (添付4)</li> <li>(1及び2F幹線・コンセント設備、変受電、幹線動力設備図、1及び2F動力設備図)</li> </ul> </li> </ul>

仕様書 (3/3)

<p>注意 事項</p>	<p>(禁忌事項・注意点等)</p> <p>① 工事については、関係官庁への届け出、申請等を停滞なく行うこととします。</p> <p>② 工事は、日中（8時から17時まで）の作業のみとします。</p> <p>③ 工事日程は、施設運営に支障を来さないように設定してください。</p> <p>④ 工事の着手にあたっては、あらかじめ発注者の承認を受けて行ってください。</p> <p>⑤ 工事にあたっては、現場の整理整頓、清潔保持に配慮してください。</p> <p>⑥ 工事現場は、風雨による散乱、火災等自然災害に留意してください。</p> <p>⑦ 工事において、労働基準法等労働関係法令を遵守し、労働者保護に努めてください。</p> <p>⑧ 工事においては、施設利用者、施設職員との接触の機会を限りなく減らし、やむ得ず施設内立ち入り作業が必要になった場合は、新型コロナウイルス感染症への基本的な対策を講じ、対応してください。</p> <p>この場合、次の現地連絡責任者に、必ず連絡をしてください。</p> <p>⑨ 工事において、知りえた個人情報等については、漏洩防止に努めてください。</p> <p>⑩ 工事において、用水、電気等を使用する場合は、必要最小限になるよう努めてください。</p> <p>⑪ 工事の前後は、その内容が分かるように写真を撮影し、請求とともに提出してください。</p> <p>⑫ これらのほか、疑義があるもの、記載がないものについては、その都度、協議により決定することとします。</p>
<p>連絡先</p>	<p>【現地連絡責任者】</p> <p>〒867-0174 熊本県水俣市石坂川 113-2</p> <p>社会福祉法人 照徳の里 特別養護老人ホーム ビハーラまどか</p> <p>担当：宮崎 TEL：0966-67-1190 FAX：0966-67-1191 Mail：vihara@syotoku.com</p>

